

緊急時の対応について

緊急時については、以下の対応をとります。

○ 暴風警報発令時の対応について

「愛知県全域」「愛知県西部」「尾張東部」「名古屋市」のいずれかにおいて、「暴風警報」が発令された場合、以下の①、②の対応をとります。

① 授業時間中に発令された場合

- ・ 授業をはじめとした教育活動は打ち切り、学区内の安全を確認した上で、一斉下校を実施します。

② 登下校中に発令された場合

- ・ 登校途中に発令された場合、登校後直ちに下校させます。
- ・ 下校途中に発令された場合、そのまま下校させます。

※ 状況によっては安否確認をする場合がありますので、暴風警報発令中は、原則として自宅で待機をしてください。

○ 暴風警報に関する教育活動の再開の判断基準について

① 午前6時までに警報が解除された場合

- ・ 通常通り授業を行います。

② 午前6時から午前11時までに警報が解除された場合

- ・ 午前の授業は中止とし、午後12時40分から55分までに学校に登校して、出欠確認を行います。午後1時5分から午後の授業を行います。昼食は自宅でするようにしてください。

③ 午前11時の段階で警報が解除されない場合

- ・ 当日の授業は、中止とします。

○ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の措置について

① 在校中に発表された場合

- ・ 保護者の方に「緊急情報メール配信システム」を利用してメールを送信します。
- ・ 原則、通常通り授業を行います。状況に応じて授業をはじめとした教育活動を打ち切り、各教室で引き取りをお願いします。
- ・ 翌日以後、学校からの連絡（メール配信を使います）がない限り、通常通り、登校とします。

② 登下校中に発表された場合

- ・ 原則としてそのまま登校し、その後、上記①に準じた措置をとります。
- ・ 下校の途中で発表されたときは、そのまま下校して、自宅待機とします。
- ・ 翌日以後、学校からの連絡（同上）がない限り、登校とします。

③ 在宅中に発表された場合

- ・ 学校からの連絡（同上）がない限り登校とします。